

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 堺市西区築港新町一丁5番38

氏 名 DINS関西株式会社
代表取締役 下地 正勝

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦

許可の年月日 平成30年9月13日

許可の有効年月日 令和7年9月12日



1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 廃油
4. 廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)
5. 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
6. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 動植物性残さ
11. ゴムくず
12. 金属くず
13. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
14. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
15. ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 15 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成18年9月13日 新規許可
平成23年8月2日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
平成23年9月13日 更新許可
平成30年9月13日 更新許可
令和元年11月5日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。